

平成 21 年 5 月 25 日

各 位

上場会社名 株式会社アールテック・ウエノ
(コード番号：4573 大証ヘラクレス)
本社所在地 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 7 号
代 表 者 代表取締役社長 橋寺 由紀子
問 合 せ 先執行役員ビジネス部長 高根 理絵
電 話 番 号 03 (3596) 8011

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 20 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) コーポレートガバナンス強化の一環として、会社経営に対する取締役の責任を明確化するため、取締役の任期を 2 年から 1 年とする。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化をはかるための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) (以下、「決済合理化法」といいます。) が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規程を削除するとともに、株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります(現行定款 7 条、第 9 条第 3 項)。但し、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録簿に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
 - ② 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号) が廃止されたことに伴い「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります(現行定款第 9 条第 3 項)。
 - ③ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日) <予定>
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日) <予定>

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(株券の発行)	
第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
第8条 (略)	第7条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。
(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。	(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
(3) 当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の記載又は記録、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。	(削除)
第10条 (略)	第9条 (現行どおり)
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第11条 当社の株券の種類、株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失原簿の記載又は記録、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第12条～第19条 (略)	第11条～第18条 (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(2) 補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。	(2) 補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。
第21条～第43条 (略)	第20条～第42条 (略)
(新設)	
	第43条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。
	第44条 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
	第45条 本附則第43条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。